

2月9日 事業者向け説明会 質疑応答

| 整理番号 | 分類 | 質問・意見 | 回答 |
|------|-----------|--|---|
| 1 | 0.全般 | ・「条例の手引き」の公表予定時期をご教示ください。 | ・3月中の公表を予定しております。 |
| 2 | | ・資料P.66の「（一部の市町村の区域を除く。）」とありますが、令和6年9月30日が届出期限ですので、対象市町村の公表の予定時期をご教示ください。 | |
| 3 | | ・既存事業において、いつ施設届出書や維持管理計画書のフォーマットは公表されますか | |
| 4 | | ・既存事業でも作成が必要な太陽光発電施設届出書や維持管理計画の策定において標準的なフォーマットはありますか？ | |
| 5 | | ・メールで問い合わせても返事有りません | ・申し訳ございませんが、多くの皆様のご連絡からにより、返信が遅くなっている場合があります。いただいた事項につきましては順次回答させていただきます。 |
| 6 | | ・法の不遡及を無視した内容ではないか | ・（既存事業への対応について） 今回の条例での対応については、現状の施設の状態や維持管理の状態について、条例の施行後（将来に向けて）、届出・公表をお願いするものであり、現在の構造や設置自体について遡及して変更を求めるものではありません。 |
| 7 | | ・特定区域に該当するか否かなど窓口（振興局など）への相談はいつ頃から受け付ける予定ですか。 | ・特定区域の確認については、まずは信州くらしのマップを参考してください。その上で、別途法令上の許認可等が必要な場合もあるので、資料P22を参考に各法令所管部署にご確認ください。条例施行までは、条例全般については県ゼロカーボン推進室にご相談ください。 ・なお、特定区域に該当するか否かは、現在の事業の面積や規模を拡張する場合やパネルの配置を変更しようとする場合などの際には改めて条例に基づく手続が必要となることから、その際に事前にご確認いただければ足ります。 |
| 8 | | ・本日の説明会スライド資料は、県のHPで確認できますか？ | ・県のホームページに掲載しています。 https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-j.html |
| 9 | | ・行政側の体制が心配です。FITの連系期限が迫っている案件もあります。4月以降の申請を行った結果、手続きを過不足なく進めたのに行政側の体制不足で許認可に遅れが生じる可能性はありますか？ 凄まじい案件数の申請があると見込まれるので、この条例制定に備えてどのような体制を整えて居るのかを教えて欲しいです。 | ・過去の稼働実績数なども踏まえ、事務処理体制を整えてまいります。 |
| 10 | 1.対象規模・設備 | ・質問です。 「オンサイトPPAも対象ですか？」 「カーポート上設置は対象ですか？」 「小水力発電や風力発電は何故対象では無いのですか？」 | ・本条例はその発電した電力用途に関わらず、建築物への設置を除いた地上設置型の太陽光発電設備を対象としています。オンサイトPPAにつきましても同様です。 ・カーポートは一般的に建築物に該当するため、カーポート上に設置されるものについては本条例の対象外となります。 ・太陽光発電設備については、他の再生エネ種と比べ広くどのような場所にも設置できるという特性があり、それに伴い地域の住民の方とのトラブルとなるケースが多く発生してきたところから、特に対応が必要と判断し、条例の制定に至った次第です。 |
| 11 | | ・10kW以上でも、既に設置してあっても、屋根の上等の場合は除くということなのですか？ | ・ご認識のとおり建築物に設置している太陽光発電設備については本条例の対象外となります。 |
| 12 | | ・建築物の屋根は対象外ですね？ | |
| 13 | | ・家屋の屋根に設置している太陽光発電は、維持管理や撤去届け出なども含め、本条例は完全に対象外という理解でよいでしょうか？ | |
| 14 | | ・既に数年経過している施設は対象外？ | ・令和6年4月1日までに着工済（現在運転中）の施設については既存太陽光発電設備に当たり、以下の対応が義務付けられます。 ● 施設情報の届出 ● 標識の設置（FIT制度による標識設置済の場合には不要） ● 維持管理計画書の策定・公表 |
| 15 | | ・もうすでに、発電事業を開始している場合はどうするの。 | ・既存事業は令和6年4月1日までに着工済の施設であり、現在運転中の施設も含まれます。 ・住宅地内であっても、10kW以上の地上設置型の設備であれば本条例の対象となります。 |
| 16 | | ・既存事業とは運転している設備は含まれませんよね？許可が降りて工事が未着手の設備ですよね？ | |
| 17 | | ・住宅地内の空地に既存事業はどうか？ | |

| | | | |
|----|-------------|---|---|
| 18 | | ・対象となる規模の発電所が3件隣接している場合（所有者は同一）は、3件個別に届出が必要と考えて宜しいでしょうか。 | （既存事業についてのご質問として回答） ・既存施設の届出については、現状、管理されている発電所単位ごと（FIT制度を活用した発電の場合はFIT設備IDごと）での提出をお願いします。 |
| 19 | | ・既に発電開始後10年が経過する中常日頃必要に応じて草刈り等を実施しており近隣居住者等からの特段の指摘もないが維持管理状況の掲示が必要か | ・設置年度や稼働年数に関わらずすべての事業者について対応が必要な事項となります。 |
| 20 | | ・屋根上7kw 住宅敷地内3kwで計10kwの場合も対象になりますか？ | |
| 21 | | ・トータルでは12kwですが、地上は9.54kw、カーポート上が3.18で、地上には10kw無いのですが、対象外と考えてよろしいですね。 | ・地上設置型の施設が10kW以上の場合が対象であるため、ご質問のケースについては本条例の対象となりません。 |
| 22 | | ・ソーラーシェアリングも対象になりますか？ | ・ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電設備）についても、本条例の対象となります。 |
| 23 | | ・パワコン容量を超えるパネル容量を積載している過積載の場合は、条例で規定される出力の数値は、どちらが適用されるでしょうか。 | ・太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの出力のうち、小さい値が対象となります。よって、過積載の場合にはパワコンの容量が該当します。 |
| 24 | | ・伐採や造成が発生しない事業は、工事着手要件をどのように満たせばよろしいのでしょうか。 | ・個別事象ごとに変わってくると思いますが、施設設置のための杭打ちなどが工事の着手に該当すると考えます。 |
| 25 | 2.新規事業と既存事業 | ・既存事業と新規事業の判断について、例えば着工済みであるが、関係法令で手続き中のものがある場合でも既存事業という認識で良いでしょうか。 | 関係法令で定める事項に抵触せずに着工済みである場合には、既存事業ということになります。 |
| 26 | | ・工事着手の定義の内、「太陽光発電施設を設置するための現地における工事に着手」について ①伐採や造成が発生しない事業の扱いはどうなりますか？ ②伐採や造成が開始していればよろしいのでしょうか？ | ・例えば、本工事に係る伐採や造成など、一連する工事が開始・継続されていれば着工しているものと考えられますが、事実上、長期にわたって事業が中断している場合などは判断が難しいものと考えられます。個別にご相談いただきたいと思います。 |
| 27 | 3.市町村条例との関係 | ・塩尻市は対象ですか？ | |
| 28 | | ・どこが対象・対象外が確認してほしいです。 | ・市町村条例との関係については、3月中の公表予定です。なお、個別案件ありましたら別途ご相談ください。 |
| 29 | | ・御代田町は対象ですか？ | |
| 30 | 4.特定区域等について | ・斜度30度以上（高さ5m以上）の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止（許可制（A）・措置の求め（B・C））5M以上というのは、どこからどこまでの高さでしょうか？ | ・傾斜度30度以上ある土地の中で、その上端と下端の高低差と考えております。このような箇所への設置は事業方法の変更や事業自体の中止について措置の命令を行う場合があります。 |
| 31 | | ・「信州くらしのマップ」で特定地域を確認する方法をご教示ください。マップを確認しましたが、全然わかりません。どこを選択すれば | |
| 32 | | ・特定区域内、特定区域外の識別方法の手順を詳細に教えてほしいです。「信州くらしのマップ」の見方がよくわかりません。 | ・特定区域のうち、「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」「土砂災害特別警戒区域」については、「Q防災」→マップ選択で「防災」を選択して確認してください。 |
| 33 | | ・他の方もおっしゃってますが、手順書の公開をお願いします。特定区域内、特定区域外の識別方法の手順を詳細に教えてほしいです。「信州くらしのマップ」の見方がよくわかりません。 | ・地域森林計画対象の民有林については、「Q自然・環境・森林」→マップ選択で「森林情報」を選択し、「普通林」を参照してください。 |
| 34 | | ・「信州くらしのマップ」がわからないという点は、趣旨としては、所有している発電所区域が、特定地域かそうでないかを確認したいためです。他の手段で確認できるのであれば、手順を確認したいため検討をお願いします。 | |
| 35 | | ・特定区域内外かが判断できない場合、担当窓口への電話・メール等問い合わせでも回答いただけるのでしょうか。 | ・特定区域の確認については、まずは信州くらしのマップを参考としてください。その上で、特定区域は別途法令上の許認可等が必要な場合もあるので、資料P22を参考に各法令所管部署にご相談ください。 |
| 36 | | ・特定区域か否か一目で分かる資料を用意して頂きたい。 | |
| 37 | | ・既存事業の報告するかどうかの判断について、土砂災害警戒区域については、レッドエリアは対象と言うのは分かります。イエローエリアは対象となるのでしょうか？ | ・特定区域に土砂災害警戒区域は含まれません。 |
| 38 | | ・県条例6条（特定区域）に以下が含まれるでしょうか。 (1)長野県が地すべり危険箇所として公表している区域 (2)長野県が急傾斜地崩壊危険箇所として公表している区域 (3)長野県が土石流危険渓流として公表している区域 | ご指摘の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流については、第6条第1項の特定区域には含まれません。しかしながら、危険性の高い事業については、安全措置や中止について措置の命令を行う場合があります。 |

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| 39 | 5.環境保全策の検討 | ・p.26環境の保全のための措置の検討状況書に「近隣」や「切り盛り土」などと記載ありますが定量的にご教授願いたいただけますでしょうか？ | ・事業により事情が異なることから定量的な定めは行いません。 |
| 40 | 6.景観保全策の検討 | ・（質問）景観保全については既存事業についても対象になるのでしょうか | ・景観保全策の検討は基本的に新規に実施する事業が対象となります。（将来的に事業改変がある場合は、その際にご検討いただくこととなります。） |
| 41 | 7.住民説明会について | ・既に住民説明会を実施している場合はどう対応することになりますか。法令によっては申請前に説明会を開催する必要があります。 | ・本条例を含む各法令に従って説明会を実施していただく必要があります。原則として、令和6年4月1日までに着工されていない事業については、本条例の対象となり、事業基本計画の提出から説明会の実施が必要となります。個別にご相談ください。 |
| 42 | | ・構想段階で住民説明とあるが、説明を受ける側としても何ら具体性に欠ける説明を受けても仕方ないのではないかと。 | ・地域と調和した事業を実施するためには、できるだけ早期に事業の予定を共有いただくことが重要と考えています。変更の余地のない計画で説明いただいた場合、意見を付けて計画が変更できる余地がないこととなり、課題の解決が難しくなるものと考えています。 |
| 43 | | ・既存事業の特定区域内のについて質問があります。すでに説明会を実施している場合は、その当時にした説明会の記録等を提出すれば、新たに説明会を開催する必要はないのでしょうか？ | （事業区域内に特定区域を含み、変更が生じた時の対応についての回答） ・既存事業については、現在の事業の面積や規模を拡張する場合やパネルの配置を変更しようとする場合に説明会などの手続が義務付けられますので、その際にご対応をお願いします。 |
| 44 | | ・説明会が必要な「関係住民」については距離や方角など画一的な基準を設ける予定はありますか？地域ごと、もっというと役所の担当者ごとに説明会の対象範囲が違う、加えて年々拡大し、無限に広がっているというのが設置業者側からは大きな負担と不安要素になっていると思います。条例は明確であれば、淡々と準拠して進めれば、免責されるので必ずしも事業に負担になるとは思いませんが、明確ではなく、「必要に応じて・・・」や「等」、「説明」「確認」などのあやふやな表現を使われると事業者不利な負担にしかならないです。 | ・条例の検討過程においても、説明会が必要な関係住民の範囲について議論がありましたが、地域の実情に応じて関係者は変わってしまうため、明確な範囲決めはできないという結論に至っております。そこで、本条例におきましては、市町村のルールや地域の実情を把握いただくため、市町村に相談していただき、事業者の方にご判断いただきます。 |
| 45 | | ・住民説明会についてです。参加された住民の方に反対者が一人でもいた場合は事業が出来ないのでしょうか？問い合わせの内容が明確な事であれば対策可能ですが、太陽光が近くにあるのが何となく嫌だ等の曖昧な反対理由の場合は、最終的に事業を認める認めないを県が判断頂けるのでしょうか？宜しくお願い致します。 | ・本条例については、事業実施の是非を判断するものではありません。反対の意を示す方には、なぜ反対するのか合理的にご説明いただくことが必要であり、事業者の方にはその中で出された質問や意見に答えていただくことが必要となります。 |
| 46 | | ・特定区域内の既存事業について質問があります。すでに説明会を実施している場合は、その当時にした説明会の記録等を提出すれば、新たに説明会を開催する必要はないのでしょうか？ | ・既存事業者については、今後特定区域内において事業の変更（事業区域や事業規模の拡大、パネル配置の変更など）を行う場合は新たに説明会を開催する必要がありますが、現状の運転を維持する場合は説明会の開催の必要はございません。 |
| 47 | | ・説明会には、県の職員が参加していただけるとの認識でよろしいでしょうか。 | ・原則として県職員が説明会に参加することはありません。 |
| 48 | ・住民説明会の範囲に土地所有者も含まれますか？ | 事業地の所有者の方と理解しますが、地域住民の方に説明責任を果たす役割を担う方の一人と考えられますので、参加の要否は別として、住民説明会での説明内容や地域住民の方等のご意見については、承知いただくことが重要と思われれます。 | |
| 49 | 8.意見への応答 | ・住民説明会において、理不尽な質問や要求にも「できない」と答えてはいけないのか？ そして理不尽な質問や要求は、誰がジャッジするのか？ | ・「できない」と答えてはいけないということではなく、「できない」場合にはその合理的な理由も付して説明いただくことが必要となります。理不尽であるかどうかは関係なく、事業計画に関するものについては回答が必要となります。 |
| 50 | | ・電磁波が心配、など太陽光発電事業そのものへの質問が多い。このような質問にも答えなければならないのでしょうか？ | ・事業の実施に伴う電磁波の影響についての質問であるので、回答する必要があります。 |
| 51 | | ・例えば関係住民の反対理由が「今まで見ていた風景が変わることが嫌だ」といった場合、どのような対応をすればよろしいでしょうか。 | 景観の保全のための検討項目を参考に、そのパネルの配置等において配慮いただく事項をご検討、ご説明ください。 また、事業実施自体を否定する質問については、合理的な理由がない場合は、従わないといけないわけではありません。 |
| 52 | 9.許可の | ・林地開発との関係についてご教示下さい。 | ・「地域計画の対象の民有林」において、0.5ha以上の開発の場合、林地開発許可が必要となります。本条例の施行日以降は林地開発許可と本条例に基づく許可の両方が必要となります。また、0.5ha未満の開発については、林地開発許可は必要ありませんが、本条例の許可が必要となります。 |
| 53 | | ・5条森林の開発面積が5,000㎡未満でも特定区域内での事業と判断されるのでしょうか？ | ・開発面積の規模を問わず、事業区域に5条森林を含む場合には特定区域内での事業と判断され、事業実施には県による許可が必要です。 |

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| 54 | 申請について | ・雨水処理についてです。県が事業者を求める基本的な考え方や準拠すべき施工方法、流量計算方法はありますか？ | ・特定区域内での事業の実施については、雨水処理について手引書にて記載する予定です。 |
| 55 | | ・特定区域の基本計画提出後、標準処理期間など、着工までの基本的な必要期間について教えて下さい。 | ・申請書提出からの標準処理期間については別途定めさせていただきます。なお、各特定区域ごとに必要となる許認可と同程度の処理期間とする予定です。 |
| 56 | | ・(質問) ・既存太陽光発電施設届出書の記入フォーマットなどは公表されるのでしょうか ・維持管理計画についても同様に記入フォーマットが公表されるのでしょうか よろしくお願いたします。 | ・記入フォーマットについては3月中に県ホームページに掲載させていただきます。 |
| 57 | | ・個人の方の維持管理計画の公表方法については、標識への提示が必要という事ですか？ | ・維持管理計画の公表の方法については、標識への掲示に限るものではなく、各事業者の実情に応じて選択していただき、公表をおこなっていただく予定です。 |
| 58 | | ・ネット上や標識掲示など「何かしらの」公表手段を「少なくとも一つ」はとる必要があるという内容と読み取りました | ・ご認識のとおりです。事業者の実情に合わせて公表方法を選択して実施いただく予定です。 |
| 59 | | ・維持管理計画を現地の標識に追加する形で掲示する場合、あまり枚数が多いと現実的でないと思われるため、何ページくらいの書類（フォーマット）なのか教えて下さい。 | ・資料P51、52を参考としてください。各自で定める点検項目にもよりますが、防災設備（擁壁、調整池等）がない場合には、A4の大きさを約2枚程度になるものと思われます。 |
| 60 | | ・毎年申請はするのですか？ | ・毎年の申請は必要ありませんが、維持管理の状況については最新の状況を公表していただく必要があります。 |
| 61 | | ・維持管理計画や状況について、インターネットでの公表とは自社ホームページに公表頁を追加するようなことでよいのか？ | ・ご認識のとおりです。 |
| 62 | | ・個人事業のようなインターネットのHPを持たない場合公表はむづかしい。県のHPを利用できませんか？ | ・現時点において、公表の方法については各事業者様の実情において選択していただき実施をお願いします。（施設への設置、公表の求めがあった場合に個別に対応する、といった方法も可能です。） なお、県のHP利用のご意見については、今後の運用含めて検討させていただきます。 |
| 63 | 10.維持管理計画書関係 | ・事業計画や維持管理計画のインターネットへの掲載は県へ届け出をすれば県でアップしてくれるのですか。 | ・事業計画については県で公表します。維持管理計画の公表については、現時点において、各事業者様の実情において選択していただき公表をお願いします。（施設への設置、公表の求めがあった場合に個別に対応する、といった方法も可能です。） なお、いつ事業利用のご意見については、今後の運用含めて検討させていただきます。 |
| 64 | | ・点検の頻度について教えてください。 | ・適切な点検の頻度は、発電設備の規模や状況によって大きく異なりますので、現状定めない予定です。各自において適切な頻度を設定してください。 |
| 65 | | ・70 pに【策定した維持管理計画（変更したときは変更後の計画）及び維持管理の状況については、インターネットでの公表、標識への掲示など、容易に確認できる方法により公表しなければなりません。】とありますが、81 pに【各種手続に伴い提出のあった届出等の内容は長野県公式ホームページで公表します。】とあります。県のホームページで公表されていても別途公表が必要という事でしょうか？ 県のホームページでの公表を以って、事業者としての公表に代えさせて頂くことはできるのでしょうか？住民の方のご理解という趣旨でしたら、事業者が別途公表する必要が無いように思います。 | 事業基本計画や許可申請時の維持管理計画については県で公表しますが、その後の維持管理の実施状況については個別に事業者の方に公表いただけます。 |
| 66 | | ・70 pに【策定した維持管理計画（変更したときは変更後の計画）及び維持管理の状況については、インターネットでの公表、標識への掲示など、容易に確認できる方法により公表しなければなりません。】とありますが、81 pに【各種手続に伴い提出のあった届出等の内容は長野県公式ホームページで公表します。】とあります。県のホームページで公表されていても別途公表が必要という事でしょうか？ | |
| 67 | | ・記載例を見ればよいと思うが、土砂災害等に対する対応についてどのように記入すればよいか？土砂災害が発生しない措置を施すことは到底できないが。 | ・記載例を参考としてください。通常の維持管理を行っている中で、土砂災害が発生しない措置及び発生時の対応を記入してください。 |
| 68 | 11.標識について | ・標識の掲示についてです。文字の大きさ、掲示するものの材質・大きさの規格があるかの質問です。 | ・標識の大きさについては特に基準を設けず、見やすいものの設置をお願いしていく予定です。また、材質も特段の規定はありませんが、風雪等の影響により見えなくなってしまうこともあることから、管理がしやすいものとしてください。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 69 | 12.事故報告について | <p>・災害による施設の損壊とはどの程度の規模を想定されていますか。パネルが数枚割れたなどの軽微なものも含まれるのでしょうか。また飛来物によるパネル破損など偶発的なものについては含まれるのでしょうか</p> | <p>(事故報告の基準として回答)</p> <p>・県に事故報告が必要な施設の損壊の基準については、電気事業法に規定する事故報告の基準に準拠する予定です。なお、飛来物によるパネルの破損など偶発的なものについても報告が必要とする予定ですが、こちらも電気事業法の事故報告の基準に準じ20パーセント以上の損傷が生じた場合などを考えております。</p> <p>なお、実際の破損等が生じ、事故報告が必要が迷う場合には別途ご相談ください。</p> |
| 70 | | <p>・パネル以外の故障はどこまで報告が必要ですか？</p> | <p>・県に事故報告が必要な施設の損壊の基準については、電気事業法に規定する事故報告の基準に準拠する予定です。</p> <p>なお、実際の破損等が生じ、事故報告が必要が迷う場合には別途ご相談ください。</p> |
| 71 | 13.事業承継について | <p>・「相続発生日」＝「継承の日」なら「相続発生日から30日以内」の表現でよいと思う「相続発生日」から複数の相続人のうち継承者決定までに時間を要すると思われるその決定時点を「継承の日」ととらえてよいか</p> | <p>・状況に応じて異なるので、個別の事象が生じた時にご相談ください。</p> <p>なお、継承の日とは太陽光発電事業者が従来の事業者ではなく、継承される事業者によるその権利等が移された日のことです。</p> |
| 72 | | <p>・事業の継承ですが、株式会社の場合、いつ事業継承となるのですか？</p> | |
| 73 | 14.事業の変更 | <p>・パソコンの更新等でも変更届が必要か？</p> | <p>・古くなったものを更新するなどの機能維持のためのパソコンなどの交換については変更の届出は必要ありません。なお、交換に伴い出力が変更となった場合についてはその旨の変更届出が必要となります。</p> |
| 74 | 15.申請・提出方法等 | <p>・WEB申請（届出）ですよね？</p> | <p>・ながの電子申請サービスを利用した手続き方法も設ける予定です。</p> |
| 75 | | <p>・具体的な届け出は地方事務所でしょうか？住所と事業地が離れている場合はどちらの地方事務所でもよいでしょうか？それとも窓口は長野市（県庁）だけでしょうか？</p> | <p>・電子提出を除く、届出先は事業実施地を管轄する地域振興局環境担当課とする予定です。ご相談はゼロカーボン推進室でオンライン等によるご対応も可能です。</p> |
| 76 | | <p>・提出書類のフォームはもらえるのでしょうか？</p> | <p>・各種様式や手続き等に必要な書類については、ホームページに掲載してまいります。</p> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html</p> |
| 77 | | <p>・既存施設の届け出の提出はデータ送付でよいか？</p> | <p>・提出方法は電子申請、郵送、持参の方法を考えております。</p> |
| 78 | | <p>・代理申請も可能ですか？</p> | <p>・申請書等の作成については、それを業として行う場合には、行政書士法の規定に則り、委任を受けた行政書士である必要があります。申請書の作成書に関し、必要な助言及び相談にのることについて妨げるものではありません。</p> |
| 79 | | <p>・44ページの県からの「許可」や「着手可能」というのは何か書面が届くのでしょうか？</p> | <p>・特定区域内事業での「許可」についてはこちらから許可書を交付いたします。この許可書の交付が無いと事業に着手することはできません。特定区域外の届出対象の事業については、届出提出後30日経過後に事業実施が可能となりますが、届出書に着手日を記載いただく予定です。（届出書が受理できない場合は着手日を変更いただく予定です。）</p> |
| 80 | | <p>・代理申請は有資格者であれば当然にできると思いますが、そのあたり変な制限を設けなくてください。</p> | <p>・その他法令等と同様に、行政書士法等に則り、行政書士による代理申請は、委任状の確認の上、その規定について制限を設けることは致しません。</p> |
| 81 | <p>・「情報公開」ということですが、長野県ホームページに事業ごとに掲載されるということでしょうか。また、どのような範囲の資料が公開される想定でしょうか。</p> | <p>・県のホームページで公開します。公表情報については、申請書や届出書等の記載事項が基本となります。</p> | |
| 82 | <p>・公表というのは誰にでも見えるようにということですか</p> | <p>(維持管理計画書の公表の件について)</p> <p>・公表については、地域住民等が必要な時に維持管理計画書を確認できるということになります。具体的な方法としましては、以下の方法を想定しています。</p> <p>・インターネットによる公表 ・標識への提示 ・閲覧希望者への提示</p> | |
| 83 | <p>・電線窃盗が増えている状況で誰にでも見れるところへの公表リスクが高いと思いますが</p> | <p>(既存事業を想定して回答させていただきます)</p> <p>・既存太陽光発電施設届出書（いただいた届出）の内容のうち、公表を検討しているものは以下のとおりです。</p> <p>●事業者名・連絡先（個人事業者の場合は連絡先は公表しない）</p> <p>●設置場所</p> | |

| | | | |
|----|------------|---|--|
| 84 | 16.情報の公開 | ・（質問）設置位置などの公表というご説明があったかと思えます。昨今のケーブル盗難増加を鑑みると、窃盗団に情報与えることとなります。情報公開は止めていただきたいです。 | <ul style="list-style-type: none"> ●出力 ●運転開始（予定）年月日 ●事業の終了（施設の撤去）予定日 ●維持管理計画・状況の公表方法 <p>なお、窃盗に関しては現実に設備の設置は視認できるものであり、維持管理計画・状況の公表方法以外の情報については、既にFIT制度において公表（10kW以上20kW未満を除く。）されており、本条例における公表によって、電線窃盗等を助長させるものではないと考えます。</p> <p>【参考】https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo</p> |
| 85 | | ・設置位置の公表は窃盗団に情報を与えることになるので情報公開はやめていただきたいですし情報公開により窃盗された場合は県のほうは弁償してもらえるのですか？ | <p><補足></p> <p>説明会資料P66において、設置場所（座標又はこれに代わる書類）とありますが、「座標又はこれに代わる書類」は本県が発電所の位置を特定するために使用するものであり、公表は現時点で考えておりません。なお、設置場所については、FIT制度と同様に発電設備の地番を記入していただきます。</p> |
| 86 | | ・現地の住所の公開は絶対反対です。ケーブル盗難の餌食です。 | |
| 87 | | ・現地に行けば標識あるから、公表は必要ないのでは？ | ・公表していただく維持管理計画書には標識はない項目として、土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容や保守点検の内容等が含まれております。 |
| 88 | | ・これだけ実施者に対して強制事項を増やしていくのですから、行政の現地確認はされるのですよね？ | ・既存事業は膨大に及びことから、網羅的にすべての事業の確認は考えておりませんが、課題を有する施設については、現地の確認を行います。 |
| 89 | | ・まだ、何をするのか不明点が多いですが、そこに費用がかかる場合、県で負担されるという理解でいいですか？ | （既存事業について回答） 今回の制度導入により著しく過度な負担が生じるものではないと考えられることから、届出等による費用の発生について県による負担は考えておりません。 |
| 90 | | ・示し方法は、メールやDMでもらえるのでしょうか？ | ・原則としては県ホームページに必要な情報を更新しますのでご確認をお願いします。 ※なお2月9日説明会参加登録者の皆様には、更新情報をお示しする段階で、登録されたメールアドレスにその旨をご連絡いたします。 |
| 91 | | ・既に、市町村と相談している案件があるのですが、工事着工ではなく、せめて4月申請分からしていただけないでしょうか。 | ・条例において、工事着工により条例の適用について判断しております。なお、個別案件については別途お問合せください。 |
| 92 | | ・市町村が本条例対象か否かについて、できれば早めに公表していただければ幸いです。 | ・3月中の公表を予定しております。できるだけ早期の対応に努めます。 |
| 93 | | ・維持管理計画のフォーマットはメールが何かで個々事業者に県から配信されるのですか？。忘れていたら罰則になってしまう恐れがあります。 | ・原則としては県ホームページに必要な情報を更新しますのでご確認をお願いします。 ※なお2月9日説明会参加登録者には、手引書等を示す段階で、登録されたメールアドレスにその旨をご連絡いたします。 |
| 94 | | ・既存の設備を多数かかえている事業者さんがいると思いますが、届け出の円滑化や間違いのないように例えば登録されている事業者さん向けには、設備をリストアップして提供していただくことは可能ですか。 | ・FIT制度を活用している設備の場合には、資源エネルギー庁により施設（20kW以上）が公表されておりますので参考としてください。 https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo |
| 95 | | ・既に説明会済み、行政へ申請している案件があるので、4月申請分から県条例適用になりませんかでしょうか。 | ・他の関係法令への手続き状況に関わらず、着手日が令和6年4月1日以降のものについては、県条例の適用となります。なお、個別案件については別途ご相談ください。 |
| 96 | | ・対象となる市町村か否かの公表だけでも早期にお願いします。既に住民説明会を実施しておりますが、説明による限り再度の説明会が必要となり大変困惑しております。 | ・市町村条例との関係については、3月中の公表予定です。なお、個別案件ありましたら別途ご相談ください。 |
| 97 | | ・検討ではなく、具体的な回答をお願いします。 | ・現時点において、確定ではなく案であることについての説明についてはお詫び申します。なお、手続きの大枠については、条例によって決定されているので変更はありません。具体的な個別案件がありましたら別途ご相談ください。 |
| 98 | | ・その様式が、いつ開示になるか分からないのに、毎日けんのHPに身に行かないといけなんでしょうか？ | 2月9日説明会参加登録者には、手引書等を示す段階で、登録されたメールアドレスにその旨をご連絡いたします。 |
| 99 | 17.その他、要望等 | ・連絡は、今回のようにDMでいいのでは？ | ・原則としては県ホームページに必要な情報を更新しますのでご確認をお願いします。 ※なお2月9日説明会参加登録者には、手引書等を示す段階で、登録されたメールアドレスにその旨をご連絡いたします。 |

| | | |
|-----|---|---|
| 100 | <p>・「条例の手引書」、「許可申請の手引書」が公表されたときは、メール等で知らせてもらえるのか。それとも、公表されるまで長野県のホームページを毎日確認しなければならないのか。</p> | <p>・原則としては県ホームページに必要な情報を更新しますのでご確認をお願いします。 ※なお2月9日説明会参加登録者には、手引書等を示す段階で、登録されたメールアドレスにその旨をご連絡いたします。</p> |
| 101 | <p>・きちんと決まってからの説明会が良いかと思えます。</p> | <p>確定内容でのご説明ができないことをお詫び申し上げます。速やかに準備を進めてまいります。</p> |
| 102 | <p>・電子記入ができるようになったら連絡もらえるんですか？</p> | <p>・原則として県ホームページに必要な情報を更新しますのでご確認をお願いします。なお、電子申請は条例施行日（令和6年4月1日）から受付けます。</p> |
| 103 | <p>・長野県側のおっしゃりたい事は、理解できますが現実問題として、事業者側からすると、役所さん側の詳細事項が曖昧な点が多々有るように思えますので、全てをおおよそ固まり次第にまたこのような機会を設けて頂ければよいのでしょうか？このような重大案件はもっと固めてからご教示いただきたい。</p> | <p>現状、案としてのご説明となることは申し訳ございません。</p> |
| 104 | <p>・対面の説明会の場合もっと質疑応答時間を多くして欲しいです。</p> | <p>・時間の限り質問をお受けします。説明会に関わらず、質問等についてはメール、フォーム等により受付けております。</p> |
| 105 | <p>・白馬村で太陽パネルを野ざらしにして村から口頭指導をうけた「悪い実績のある法人」が、法人名称を変えて太陽光パネル施工をはじめよう計画している。「悪い実績のある法人」の洗済の方法はどうなっているのか？</p> | <p>・県内において条例違反等を受けた事業者については、一定期間の間許可申請のできない欠格事項を設けます。なお、許可申請時には過去に違反指導を受けていない誓約書を提出させ、虚偽があった場合には厳正に指導を行います。</p> |
| 106 | <p>・明確になるのが3月なら、もう少し適用を延ばしてもらえないでしょうか？ダブったり負担が増えます。</p> | <p>確定内容でのご説明ができないことをお詫び申し上げます。速やかに準備を進めてまいります。個別事業については別途ご相談ください。</p> |
| 107 | <p>・今の質疑応答の内容は文章などで後日公開していただけますか。</p> | <p>・本Q&Aにて公表させていただいております。</p> |
| 108 | <p>・事業者側からの要望、要請もHPなどで公表してもらえるようにできますか？</p> | |
| 109 | <p>・既存設備で、オーナーが県外の場合等々、いくつかパターンがあると思うのですが、既存設備についてやるべきことをもう少し簡潔にご教示いただきたいです。</p> | <p>・既存事業の場合について対応が必要な事項は以下の3点です。詳細は説明会資料をご覧ください。 ①既存事業の届出 ②維持管理計画書の策定・公表 ③標識の設置（FIT法による標識を設置している場合には不要）</p> |
| 110 | <p>・既存設備届出書に記載する「事業の終了予定日」は未決定の場合はどのように記載するのか？</p> | <p>・FIT制度を活用している場合には、買取終了年月をご記入ください。</p> |
| 111 | <p>・売電を一切行わない太陽光地上設置の場合、事業期間の設定はどうしたらよろしいでしょうか？</p> | <p>・現時点で太陽光発電設備を使用を想定する期間をご記入ください。</p> |